

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

子の看護休暇に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、(福)精華町社会福祉協議会(以下、「本会」という。)就業規則第24条に基づき、職員の子の看護休暇に関する取扱いについて定めるものとする。

(看護休暇の対象者)

第2条 負傷、または疾病にかかった子の看護のために休暇を希望する職員であって、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、この規則に定めるところにより、子の看護休暇を取得することができる。

(看護休暇を取得することができない職員)

第3条 前条にかかわらず、労使協定で看護休暇の対象から除外された次の職員は看護休暇を取得することができない。

- (1) 雇用された期間が6ヶ月に満たない者
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(看護休暇の申出の手続き等)

第4条 看護休暇を希望する職員は、原則として看護休暇を取得する日の前日までに、子の看護休暇申出書(別記様式第1号)を本会に提出することにより申し出るものとする。ただし、緊急の場合については看護休暇を取得する日の当日の始業開始時刻までに電話等により口頭にて申し出るものとし、看護休暇を取得後すみやかに看護休暇申出書を本会に提出することとする。

2 本会は看護休暇申出書を受取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

(看護休暇の期間)

第5条 看護休暇は職員1人につき1年度において5日とし、看護休暇申出書に記入

された期間とする。

(給与等の取扱い)

第6条 看護休暇の取得期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

2 賞与及び退職金の算定については、看護休暇を取得した期間を通常勤務したものとみなし、勤続期間に算入する。

(年次有給休暇)

第7条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率査定に当たっては、看護休暇を取得した日は出勤したものとみなす。

(法令との関係)

第8条 子の看護休暇制度に関して、この規程に定めのないことについては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年 2月 8日から施行する。

子の看護休暇申出書

（福）精華町社会福祉協議会
会長 様

〔申出日〕 年 月 日

〔申出者〕 課 係

氏 名 _____ 印

私は、「子の看護休暇に関する規則」に基づき、下記のとおり子の看護休暇の申出をします。

記

1. 申出にかかる家族の状況	(1) 氏 名			
	(2) 生 年 月 日			
	(3) 本人との続柄			
2. 申出理由				
3. 申出する日	(1) 年 月 日			
	(2) 年 月 日			
4. 備 考	◆対象1年度 年 月 日から 年 月 日まで			
	総 日 数	取得済日数	今回申請日数	残 日 数
	5			

※ 当日、電話などで申出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。

3については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日をすべて記入してください。

決 裁	会 長	事務局長

確 認	所属課長	地域福祉課長	総務係